

(別紙－１) 技術職種ごとの同等と認める資格要件

(１) 管理員資格の資格区分及び技術職種

資格要件等		資格区分	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	管理員補助
資格区分ごと下記①～③のいずれかに該当する者を同等と認める						
各技術職種共通(通知、認定を受けた職種において有効)	①下記を満足する者 1)技術職種に必要な資格を有する者 2)JH、NEXCO3会社が発注した施工(調査等)管理業務で右欄の実務経験を有する者※ ¹ ※ ³		1)下表の技術職種「○」のいずれかの資格要件を満足かつ 2)管理技術者としての実務経験※ ²	1)下表の技術職種「○」のいずれかの資格要件を満足 2)不要	1)下表の技術職種「○」のいずれかの資格要件を満足 2)不要	2級土木施工管理技術検定の指定学科を卒業した者 又は 指定学科以外を卒業した者で実務経験※ ¹ ※ ³ ※ ¹ ※ ² ヵ月以上を有するものとする。 (年齢は規定しない。)
	②平成20年度までにJH若しくはNEXCO3会社に右欄の管理員資格として認定され、平成21年度に財団法人高速道路調査会(以下「調査会」)から管理員番号の通知を受けた者	技師B	技師C	技術員		
	③平成21年度及び平成22年度に調査会が実施した管理員講習会の右欄の修了証の交付を受けた者	施工管理上級	施工管理中級	施工管理初級		
技術職種ごとに必要な資格		①の場合は「○」のある、いずれかの資格要件を満足すること(管理員Ⅰは経験も必要)				
技術職種	土木	技術士(総合技術監理部門※ ⁴)	○	○	○	
		技術士(建設部門※ ⁵)	○	○	○	
		技術士(農業部門※ ⁶)	○	○	○	
		技術士(森林部門※ ⁷)	○	○	○	
		RCCM※ ⁸	○	○	○	
		土木学会(特別上級技術者※ ⁹)	○	○	○	
		土木学会(上級技術者※ ⁹)	○	○	○	
		土木学会(1級技術者※ ⁹)		○	○	
		土木学会(2級技術者)			○	
		1級土木施工管理技士	○	○	○	
		1級土木施工管理技士補			○	
		2級土木施工管理技士			○	
		技術士補(建設部門※ ⁵)			○	
	技術士補(農業部門※ ⁶)			○		
	技術士補(森林部門※ ⁷)			○		
	造園	技術士(総合技術監理部門※ ¹⁰)	○	○	○	
		技術士(建設部門※ ⁵)	○	○	○	
		技術士(森林部門※ ¹¹)	○	○	○	
		RCCM※ ¹²	○	○	○	
		土木学会(特別上級技術者※ ⁹)	○	○	○	
		土木学会(上級技術者※ ⁹)	○	○	○	
		土木学会(1級技術者※ ⁹)		○	○	
		土木学会(2級技術者)			○	
1級造園施工管理技士		○	○	○		
1級造園施工管理技士補				○		
2級造園施工管理技士			○			
技術士補(建設部門※ ⁵)			○			
技術士補(森林部門※ ¹¹)			○			

- ※1：施工（調査等）管理業務の契約において、右欄の管理員資格として配置された契約（業務実施時に所有していた管理員資格ではなく、業務配置上の管理員資格をいう）。
- ※2：施工（調査等）管理業務における管理技術者をいい、現場業務責任者は、管理技術者の経験には含まない。期間は、複数の契約の合計でも良い。
- ※3：管理員及び管理技術者の施工（調査等）管理業務の業務経験は、JHまたはNEXCO3会社において、職員又は社員として課長、工事長又は助役以上で従事した期間を含むことができる。
- ※4：総合技術監理部門の専門科目は、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、農業農村工学、森林土木
- ※5：建設部門の専門科目は、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境
- ※6：農業部門の専門科目は、農業農村工学
- ※7：森林部門の専門科目は、森林土木
- ※8：RCCMの部門は、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境
- ※9：特別上級技術者・上級技術者・1級技術者の部門は、鋼・コンクリート、地盤・基礎、流域・都市、交通、調査・計画、設計、施工・マネジメント、メンテナンス、防災、総合、河川・流域、海岸・海洋、都市・地域、トンネル・地下、橋梁、調査・測量、マネジメント
- ※10：※4（農業農村工学は除く）及び林業・林産
- ※11：※7及び林業・林産
- ※12：※8及び造園
- ※13：土木に係る建設業^{*14}又は建設コンサルタントでの実務経験をいう。
- ※14：建設業法における許可業種のうち土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事又は造園工事に区分されるものをいう。